

令和4年3月3日

医療連携推進協議会

委員 各位

保健福祉政策部生活福祉課長 工藤 木綿子

身元保証人が立てられない方の入院・入所に関する
保健福祉検討PT作業部会の検討結果について

1 主旨

「身元保証」等がないことで、必要な医療や介護サービスの利用に時間を要するなどの課題を踏まえ、「身元保証」について、世田谷区における定義や考え方、施策や事例等を整理し、医療機関や介護事業者等と共有することで、スムーズに利用できるようガイドラインを策定することとした。

このたび、保健福祉検討PT作業部会でまとめたガイドラインを報告する。

2 ガイドラインの内容

別紙のとおり。

3 これまでの経緯

令和元年12月～ 保健福祉PT作業部会（4回）

令和3年 1月～ 素案報告

※あんしんすこやかセンタースキルアップ会議、
特別養護老人ホーム施設長会、医療連携推進協議会、
成年後見センター運営協議会、地域保健福祉審議会、
地域包括支援センター運営協議会

令和3年10月～ 案報告（※の6会議に報告）

4 今後の予定

現時点のガイドラインを医療従事者や介護事業者などに報告し、次年度はより使用しやすいガイドラインとなるよう検討する。

5 担当

保健福祉政策部生活福祉課管理係 飯田・小林 電話5432-2767

別紙

R040215 時点

身元保証人が立てられない方の 入院・入所に関する 世田谷区版ガイドライン

令和4年2月

世田谷区

目次

1	ガイドラインの目的	1
2	身元保証等がない方の定義（ガイドラインの対象者）	1
3	身元保証等の範囲	1
4	身元保証に関する現状と課題	2
	（1） 現状	2
	（2） 課題	3
5	身元保証等がない方への対応（要約）	4
6	身元保証等がない方への対応	5
	（1） 緊急連絡先	5
コラム	「緊急時安心ツール（いのちのバトン等）」と「熱中症予防シート」	6
コラム	お薬手帳を活用した連絡カードの活用について	8
	（2） 入院費・施設利用料の支払い代行	10
コラム	口座振替サービスについて	12
	（3） 生存中の退院・退所の際の居室等の明け渡しや、退院・退所支援に関すること	13
	（4） 入院計画書やケアプランの同意	13
	（5） 入院・入所中に必要な物品を準備する等の事実行為	14
	（6） 医療行為の同意について	15
コラム	人生の最終段階の医療やケアについて話し合ってみませんか	16
	（7） 遺体・遺品の引き取り・葬儀等	17
コラム	「私の希望ファイル」	19
7	事前対応策	20
8	おわりに	21
資料編		22
1	成年後見制度	23
	（1） 成年後見制度とは	23
	（2） 法定後見制度	23
	（3） 任意後見制度	23
	（4） 申立ての流れ（法定後見制度）	23
	（5） 成年後見制度「区長申立て」	24
	（6） 成年後見制度報酬助成	24
2	あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）	25
	（1） あんしん事業とは	25
	（2） 事業内容	25
	（3） 利用料金	26
3	特別養護老人ホーム向けアンケート結果	27

4	関係機関窓口一覧	29
5	各種様式	32
(1)	お薬手帳を活用した連絡カード（表・裏） 詳細は9ページ参照	32
(2)	熱中症予防シート（裏） 詳細は7ページ参照	33
(3)	緊急時安心ツール（【例】命のバトン 表） 詳細は7・8ページ参照	34
(4)	緊急時安心ツール（【例】命のバトン 裏） 詳細は7・8ページ参照	35

1 ガイドラインの目的

厚生労働省からの通知（平成30年4月27日）では、身元保証人等がないことのみを理由に入院や入所を拒否してはならないとされていますが、医療・介護の現場において、病院の転院や退院、施設利用等の際に「保証人」がいないことで、必要な医療や介護サービスの利用に時間を要するなど、区民にとって「保証人」が足かせになっている事例があります。

本ガイドラインは、医療・介護の現場で必要とされる「身元保証」について、世田谷区における定義や考え方、具体的な対応方法、施策や事例等を示し、医療機関や介護事業者等と共有することで、「身元保証」等がない方でも必要な医療や介護がスムーズに受けられるよう作成いたしました。

なお、このガイドラインは、次の方々の使用を想定しています。

- (1) 支援に関わる行政職員
- (2) 医療ソーシャルワーカー（以下「MSW」という。）等の医療関係者
- (3) あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
- (4) 介護や障害などの事業者職員

◇ガイドライン作成の経緯

令和元年7月の全区版地域ケア会議（世田谷区地域保健福祉審議会）において、「身元保証人が立てられない方の入院・入所について」をテーマとして取り上げ、会議では、「テーマの困難性から、すぐには解決できないが、まずは世田谷区版ガイドラインを作成してはどうか」との意見をいただき検討を始めました。

2 身元保証等がない方の定義（ガイドラインの対象者）

本ガイドラインで示す支援方法の対象者となる身元保証等がない方の定義については、次の2つの場合とします。

- (1) 身寄りのない独居の方
- (2) 家族支援が受けられない方

3 身元保証等の範囲

病院の入退院や、施設への入退所とします。

※民法の「保証人（金銭保証）」や雇用契約上の「身元保証（損害賠償）」は除きます。

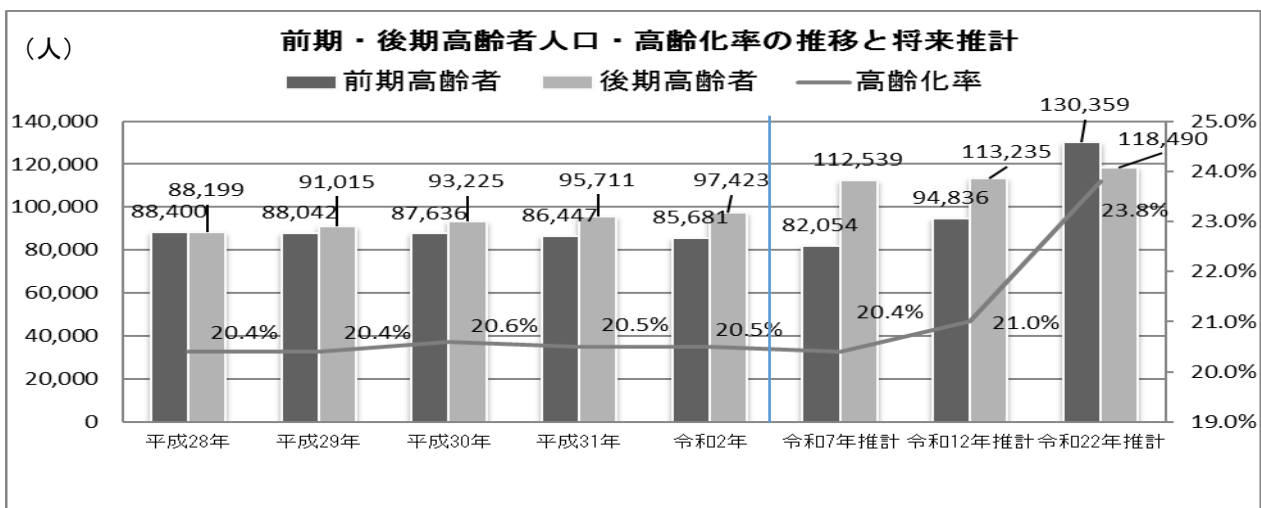
4 身元保証に関する現状と課題

医療・介護の現場では身元保証人や身元引受人など、さまざまな「保証人」が求められていますが、その内容は施設・病院ごとに異なるなど、明確でないのが現状です。施設へのアンケートや病院へのヒアリング等を通して、医療・介護の現場での身元保証について、現状と課題を整理しました。

(1) 現状

高齢者の状況

- 全国的に少子高齢化が進む中、世田谷区でも高齢者人口及び高齢化率とも増え続けています。



第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より引用

- 65歳以上の高齢者の世帯状況を見ると、ひとり暮らしの人が33.0%、高齢者のみ世帯の人が37.5%を占め、合計では70%を超えております。

※その他世帯・65歳未満の家族と同居する高齢者

	単身世帯	高齢者のみ世帯の人口	その他の世帯の人口	高齢者人口計
65歳以上人口	60,911人	69,337人	54,446人	184,694人
75歳以上人口	38,785人	36,446人	22,976人	98,207人
85歳以上人口	18,357人	9,566人	6,686人	34,609人

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より引用

(2) 課題

- 我が国では、少子高齢化が進展する中、認知症等により判断能力が不十分な人が増加するとともに、単身世帯の増加や頼れる親族がいない人の増加といった状況がみられます。

世田谷区においても、高齢化率は20%を超え、65歳以上の高齢者世帯状況を見ると70%以上が高齢者のみで生活している実態がわかりました。

これまで多くの医療機関では、家族等がいることを前提として、判断能力が不十分な人の手術等について家族等に同意書へのサインを求める運用や、入院費等の支払い、緊急時の連絡等の役割を果たす「身元保証」を求めてきた現状があります。

このような状況を踏まえ、関係者の方々への身元保証に関するアンケートやヒアリングにより、以下の事項について検討すべき課題が改めて浮き彫りとなりました。

- ①緊急連絡先
- ②入院費・施設利用料の支払い代行
- ③生存中の退院・退所の際の居室等の明け渡しや、退院・退所支援に関すること
- ④入院計画書やケアプランの同意
- ⑤入院・入所中に必要な物品を準備する等の事実行為
- ⑥医療行為（手術や検査・予防接種等）の同意
- ⑦遺体・遺品の引き取り・葬儀等

※①～④は成年後見制度を利用することで、上記の課題に対応できることもあります。制度の利用に関しては23ページ参照。

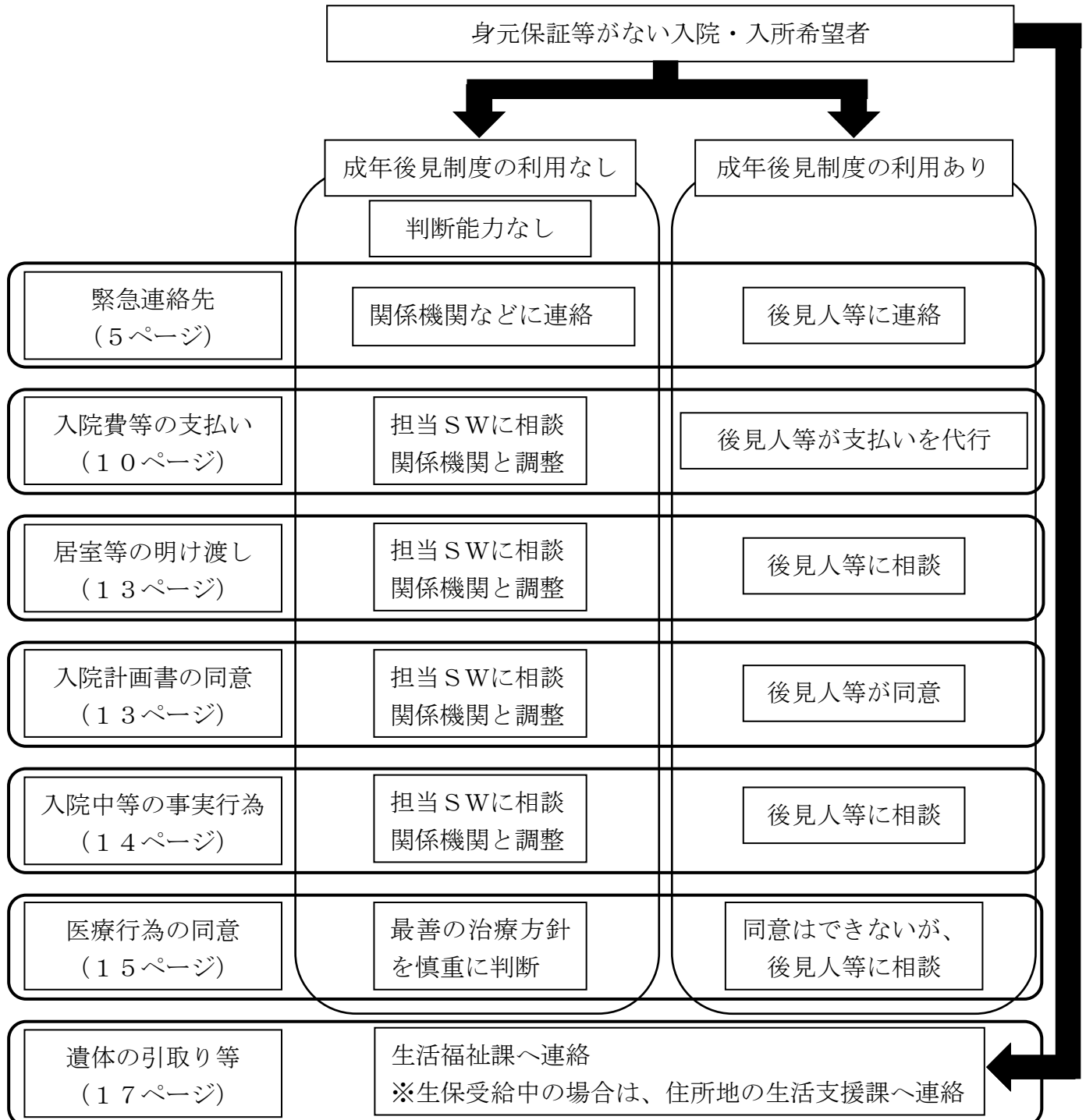
■■成年後見制度について■■

認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でなくなり、自分一人では、契約や財産の管理などをすることが難しい方が、自分らしく安心して暮らせるように、その方の権利を守り、法的に支援する制度です。

5 身元保証等がない方への対応（要約）

■事前対応策

- 緊急時安心ツール等（6～8ページ）
- 口座振替サービス（12ページ）
- ACPガイドブック（16ページ）
- 成年後見制度（23ページ）
- あんしん事業（25ページ）



6 身元保証等がない方への対応

身元保証の確保が難しい方を福祉施設で受け入れて支援を行うにあたり、身元保証人等に求めている役割に対応できる既存の制度・サービス等については、以下のとおりです。

〈参考〉「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」厚生労働省

(1) 緊急連絡先

①成年後見制度を利用している場合

後見人等が緊急連絡先となります。

②成年後見制度を利用していない場合

緊急連絡が必要な内容によって、窓口となる関係機関などに連絡します。

※関係機関窓口一覧などは29～31ページ参照

i 【死亡の場合】

「(7) 遺体・遺品の引き取り・葬儀等」を参照してください。

ii 【本人の意識レベルが悪く、医療同意できない場合】

「(6) 医療行為(手術や検査・予防接種等)の同意」を参照してください。

iii 【施設入所中の急変時】

各施設の相談員へ相談してください。

◆相談員は上記 i または ii に従い、関係機関に連絡します。

◇あらかじめ、「緊急時安心ツール」、「熱中症予防シート」、「お薬手帳を活用した連絡カード」を活用することで、スムーズに緊急連絡先などを共有することが可能となります。

コラム 「緊急時安心ツール (いのちのバトン等)」 と 「熱中症予防シート」

救急車での緊急対応時に役立つツールとして、見守り施策による「いのちのバトン」や「あんしんカード」「緊急安心カード」などが利用されています。様々な地区で工夫が凝らされ、保管場所も「冷蔵庫内のドアポケット」「冷蔵庫外に添付」と様々です。ご利用の場合は世田谷区社会福祉協議会の各地区事務局にお問い合わせください。

区では、令和2年度から「熱中症予防シート」の裏面に、緊急連絡先(氏名・関係・電話番号)やかかりつけ病院名を記載できるよう変更しました。

民生委員・児童委員や保健福祉課などで配布しています。

いざという時に困らないように、日ごろから緊急連絡先などを明らかにしておきましょう。

※熱中症予防シート 資料編33ページ再掲

記入年	令和	年
緊急連絡先	氏名:	
	関係:	
	TEL:	
かかりつけ病院	病院名:	
	担当医:	
	TEL:	
メモ: もしもの時に気になることを記入ください(ペットのこと、お業のことなど)		

< 緊急連絡先の記載方法と使い方 >

- もしもの時の連絡先を記入します。
もしもの時の事をご親族やご友人と相談しておくことが大事です。
- かかりつけ病院を記載します。
選ばれた病院が、持病や服用しているお薬について知ることで、治療に役立ちます。
- 連絡先や病院が変わったときは、修正しましょう。

< 下記に該当する「緊急時安心ツール」があれば、チェックしてください >

- 「安心(あんしん)カード」が冷蔵庫の中にあります。
- 「いのち(命)のバトン」が冷蔵庫の中にあります。
- 「支援カードが」 _____ にあります。
- かえるカードが財布に入っています。
- 見守りあんしんシートが冷蔵庫扉に貼ってあります。
- 緊急あんしんカードが冷蔵庫扉に貼ってあります。

裏



表

※緊急時安心ツール（例 命のバトン） 資料編 34・35 ページ再掲

命のバトン

記入日 年 月 日 第1回 更新日 年 月 日 第2回 更新日 年 月 日

氏名 _____ 性別 男 ・ 女 _____

住所 世田谷区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____

マンション名 _____ 号室 _____

電話番号 〇3 (_____) _____

血液型 A ・ B ・ O ・ AB 型 ・ 不明 _____

生年月日 明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成 _____ 年 (西暦 _____ 年)

_____ 月 _____ 日生 歳 _____ 歳

世帯の状況 ひとり暮らし ・ 高齢者のみ世帯 ・ ひとり親世帯 ・ その他 _____

身体状況

【現病歴 (身体疾患含む)】

・脳梗塞 ・ 脳出血 ・ 糖尿病 ・ 高血圧 _____

・心臓病 (ペースメーカー ・ その他 _____) _____

【かかりつけ医 (現在治療を受けている医療機関)】

①医療機関名 _____ 診療科 _____

診察券番号 _____

電話番号 _____

②医療機関名 _____ 診療科 _____

診察券番号 _____

電話番号 _____

【既往歴 (身体疾患含む)】

・脳梗塞 ・ 脳出血 ・ 糖尿病 ・ 高血圧 _____

・心臓病 (ペースメーカー ・ その他 _____) _____

緊急連絡先 ※すぐに駆けつけられる方から順にご記入ください。

①氏名 _____ 続柄 _____

住所 _____

連絡先 _____

②氏名 _____ 続柄 _____

住所 _____

連絡先 _____

その他連絡先

【介護状況】 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5 _____

介護保険利用なし _____

【ケアマネージャー等連絡先】 名称 _____

住所 _____

連絡先 _____

【障害等級など】 身体 ・ 知的 ・ 精神 _____ 級

【ケアマネージャー等連絡先】 名称 _____

住所 _____

連絡先 _____

【普段の生活状況 (例：車椅子を利用、杖を使用など)】 _____

※内容に変更があった際には、各自で情報の更新をお願いいたします。

※記載されている個人情報は、緊急時及び救急時に活用してください。

※記入内容の漏えい及び紛失等により損害が生じた場合においても、地区社会福祉協議会では責任を負いかねますので、予めご了承ください。

署名 _____

緊急時安心ツール取り組み状況

地域	地区	名称	保管方法	対象範囲
世田谷	池尻	命のバトン	冷蔵庫内ドアポケット	希望者に配布 (対象限定なし)
	太子堂			
	若林			
	上馬			
	下馬			
北沢	梅丘	見守りあんしんシート	冷蔵庫外添付クリアシート貼付	希望者に配布 (80歳以上の高齢者)
	梅丘	かえるカード	財布等	
	代沢	見守りあんしんカード	冷蔵庫外貼付	
	北沢	見守りカード	財布等	希望者に配布 (対象限定なし)
	北沢	緊急あんしんカード	冷蔵庫外貼付	
	松原	地区社協マグネット	冷蔵庫外貼付	
玉川	上野毛	あんしんカード	冷蔵庫内ドアポケット	希望者に配布 (単身高齢者・高齢者のみ世帯等)
	用賀			
	深沢			
	二子玉川			
砧	祖師谷	緊急安心カード	冷蔵庫外貼付	希望者に配布 (対象限定なし)
	成城			
	船橋			
	喜多見			
	砧			
烏山	上北沢	支援カード	冷蔵庫内ドアポケット	希望者に配布 (対象限定なし)
	上祖師谷	いのちのバトン		
	烏山	安心カード		

コラム お薬手帳を活用した連絡カードの活用について

区ではお薬手帳を活用し、よりよい医療・介護を皆さんに提供できるよう、かかりつけ医やかかりつけ薬局、処方されている薬剤、ケアマネジャー、訪問看護、ヘルパー等患者さんに関わるチームの担当者の情報を共有するための連携カードを作成しました。

皆さんが受けている医療や介護の状況が一目で分かり、支援者で情報が共有でき、災害時や緊急時に必要な医療やケアを受けるにも役立ちます。

薬局やあんしんすこやかセンターにて配布しています。ぜひ、ご活用ください。

記入する連絡先の例

- 病院
- かかりつけの医者・歯医者
- かかりつけの薬局
- 家族
- 民生委員など福祉関係者
- ケアマネジャー

※連絡カードの使い方チラシ・連絡カード 資料編 3 2 ページ再掲

「あなたを支える医療・介護のケアチーム」の使い方

お薬手帳にはさみこんでおきましょう。

そうすることで、日頃からあなたに関わっている医師や看護師、ケアマネジャー、ヘルパーなど、あなたを支えるチームの皆さんがあなたの受けている医療や介護の状況が一目で分かり支援しやすくなります。さらに、災害等の緊急時に必要な医療やケアを適切に受けるのにも役立ちます。ご家族や専門職の方に書いてもらっても構いません。

記入する連絡先の例

- 病院(主治医・看護師・病院ソーシャルワーカー等)
- 介護関係者(訪問介護・ヘルパー)
- かかりつけ医・かかりつけ歯科医
- 通所介護(デイサービス・訪問看護等)
- かかりつけ薬局
- 民生委員等福祉関係者
- ケアマネジャー
- 家族(別居の家族や親族を含む)
- あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)

また、あなたが信頼できる友人、近所の方等の名前や連絡先も書いておくと安心です。

※ただし、近所の方や友人(同性パートナーを含む)等のお名前、連絡先等の個人情報を入力する場合は、医療・介護関係者がこの連絡カード「あなたを支える医療・介護のケアチーム」を見て情報共有する場合があります。よく説明し、ご了解いただいた上で記入するようにしましょう。

お薬手帳について

お薬手帳は、医師に処方された薬の名前や服薬する量、回数などの記録を残すための手帳です。この手帳があると、医師や薬剤師がこれまでどのような薬をどのくらいの期間使っていたかを一目で確認し知ることができます。もしも、お薬手帳を紛失を持っていると、あなたが服用している薬の全体が分からなくなってしまいます。医師・薬剤師に薬などの情報を正確に伝えるために、お薬手帳を1冊にまとめて、副作用やアレルギーの防止に役立てましょう。

④ 世田谷区 保健福祉政策部 保健医療福祉推進課 事業担当 ☎03-5432-2649 FAX03-5432-3017

※ご本人様は裏記入でもおまいさん。

あなた		ご本人様	
氏名	姓	氏名	姓
性別	男・女	性別	男・女
生年月日	西暦	生年月日	西暦
住所	〒	住所	〒
電話番号		電話番号	
備考		備考	

■その他(家族、友人、福祉関係等)

お名前	ご関係
電話番号	
備考	

■薬局

名称	担当名称
電話番号	
備考	

■あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)

名称	あんしんすこやかセンター
電話番号	
備考	

■ケアマネジャー

名称	担当名称
電話番号	
備考	

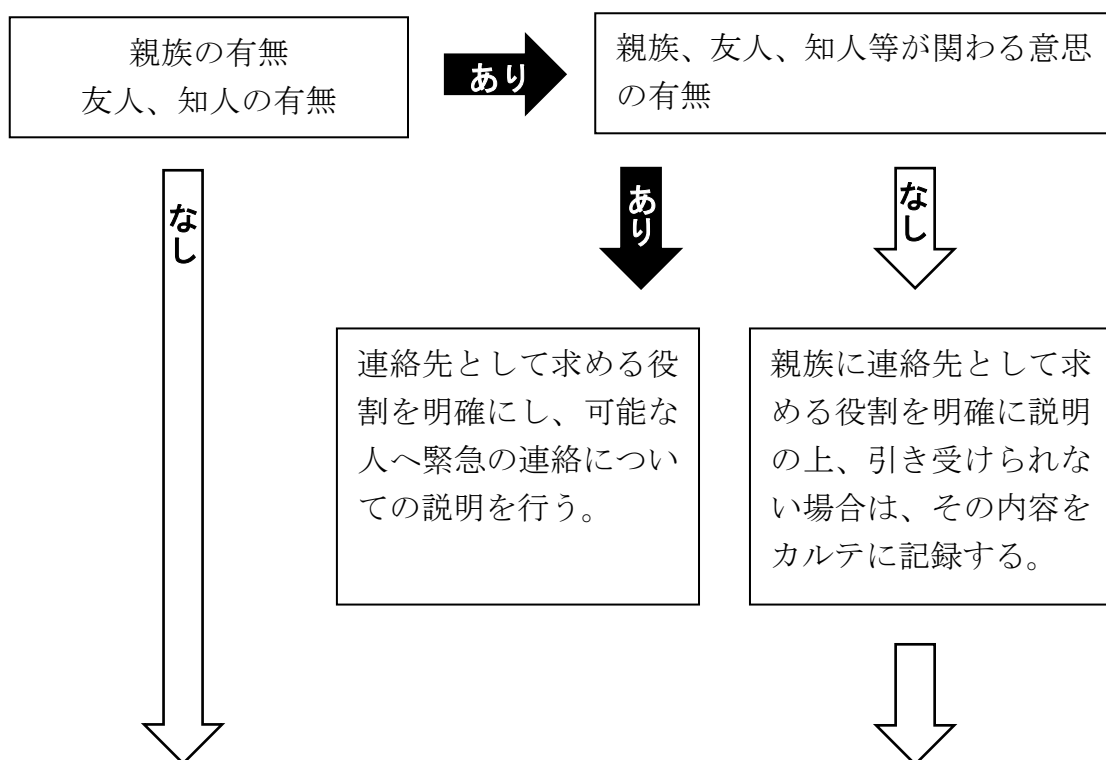
あなたを支える医療・介護のケアチーム

かかっている医師や看護師や利用している介護サービス等の情報をもとめていただくことで、あなたに必要なケアをあなたが提供しているかかりつけ医から、適切な医師や看護師に依頼しやすくなります。また、利用している医師や看護師や、あなたが信頼している方の連絡先も記入していただくことで、災害時や緊急時に必要な医療やケアを受けるのにも役立ちます。ご家族や専門職の方に書いてもらっても構いません。

このカードの使用方法について説明を受けました。必要な場合は、このカードに記入する個人情報も、医師・介護関係者で共有することになります。

◇緊急連絡先確認のフローチャート ※成年後見制度を利用していない場合

下記フローチャートを参考に親族や友人知人の有無等を確認し、本人の意向を確認した上で、緊急連絡先となれる人がいるかを確認します。



本人の状況や状態によって、窓口となる関係機関などに相談します。
※関係機関窓口一覧などは29～31ページ参照

- ◆あんしんすこやかセンターなどが介護予防の事業や民生委員等からの情報で本人の暮らしを把握している場合があります。
- ◆本人が緊急の連絡先やかかりつけ医などをあらかじめ記載した書類等を救急搬送時に持ってきている場合があります。

(2) 入院費・施設利用料の支払い代行

①成年後見制度を利用している場合

後見人等が支払いを代行します（保佐・補助・任意後見であれば、代理権の範囲によってはできない場合もあります）。後見人等は本人の資産から支払いを代行しますので、本人の資産の範囲内での対応になります。

後見人等が入院費・施設利用料を保証人として、負担はしません（債務の保証はできません）。

②成年後見制度を利用していない場合

本人に判断能力がある場合は、可能な限り、本人に対して普段どのように金銭の出し入れや管理をしていたのか聞き取りをします。金銭管理のみかかわっていた人がいることもあります。その場合は本人の意向を確認したうえで、その人に連絡を取ります。

本人に判断能力がない場合は、まず、担当のソーシャルワーカーに相談しましょう。

入院中であればMSW、入所中であれば施設相談員が窓口となります。

MSW、施設相談員は関係機関と調整します。

◆MSW・施設相談員の方は、次のことを確認・検討することで対応できる可能性があります。

- 1 医療保険証を確認する。
- 2 口座振替サービスを検討する。

■■ ペットや植物の管理について ■■

それまで、飼っていたペットや手入れをしてきた植物はどうか、事前に考えておきましょう。近隣や親族に頼めるのか、頼めない場合は、どこか依頼できるNPOがあるか情報を集めておくなど、日ごろから本人へ働きかけをしましょう。

東京都動物愛護相談センター（03-3302-3507）では、ペットに関する相談を受け付けています。また、新しい飼い主探しの助言や協力をお願いできるボランティア団体を紹介しています。

■■ 入院費の未払いを防ぐために ■■

本人の医療保険証を確認する。

【あり】 ①通常保険証の場合→限度額負担認定証の申請手続き

②短期保険証の場合→医療費支払い確認

（短期保険証の場合は保険料の支払いが滞っていることが考えられます。本人が窓口で支払う医療費負担を軽減するための限度額負担認定証を出してもらえない場合があります。）

【なし】 保険証再発行・保険加入手続き支援（生活保護申請を含む）

◆問合先

1 国民健康保険の場合

（1）保険証、限度額負担認定証に関することは、国保・年金課に相談ください。

（2）生活保護に関することは、住所地の総合支所保健福祉センター生活支援課に相談ください。

※生活保護の開始時期は、医療機関が問い合わせをした時点になりますので初期対応が重要となります。

2 国民健康保険以外の場合

医療保険の加入先にご確認ください。

コラム 口座振替サービスについて

利用者（入院・入所）の取引金融機関から、口座振替により代金を回収することができます。

口座振替サービスを利用することで、入院費や施設利用料などの支払いがスムーズに行うことが可能となります。

詳細は、金融機関へご確認ください。

（例）〇〇病院の場合

1 利用手続き

（１）〇〇病院と◇◇銀行および、◇◇決済サービスとの間で「代金回収事務委託契約」を結ぶ。

（２）利用者から〇〇病院に「預金口座振替依頼書」を提出いただく。

※銀行への届出印を押印する

（３）〇〇病院から◇◇銀行へ「預金口座振替依頼書」を提出する。

2 サービスの仕組み

（１）◇◇銀行に対して、請求明細（引落依頼データ）を送信する。

（２）◇◇銀行が関連会社の◇◇決済サービスを通じて、利用者の取引金融機関に対し、口座振替による引落依頼を行う。

（３）利用者の取引金融機関が、上記引落依頼に基づき、利用者の口座から代金を引き落とす。

（４）利用者の取引金融機関が、◇◇決済サービス（◇◇銀行）へ送金するとともに振替結果を連絡する。

（５）◇◇銀行が、各金融機関から連絡を受けた振替結果を、〇〇病院に対して連絡するとともに、指定口座へ代金を振り込む。

(3) 生存中の退院・退所の際の居室等の明け渡しや、退院・退所支援に関すること

①成年後見制度を利用している場合

まずは後見人等と相談を行います。居室の原状回復費用などの金銭による支払いは、本人の資産の範囲内で後見人等が支払います。

②成年後見制度を利用していない場合

本人に判断能力がある場合は、本人と退院や退所に向けた相談を行います。

本人に判断能力がない場合は、まず、担当のソーシャルワーカーに相談しましょう。

入院中であればMSW、入所中であれば施設相談員が窓口となります。

MSW、施設相談員は関係機関と調整します。

(4) 入院計画書やケアプランの同意

本人に理解できるようわかりやすく説明を行います。本人以外に同席し説明を希望するものがある場合には、本人の意向を確認し、情報提供を行います。

①成年後見制度を利用している場合

後見人等が内容を確認し、同意します。(保佐・補助・任意後見であれば、代理権の範囲によってはできない場合もあります)

②成年後見制度を利用していない場合

本人に判断能力がある場合は、本人が同意します。

本人に判断能力がない場合は、まず、担当のソーシャルワーカーに相談しましょう。

入院中であればMSW、入所中であれば施設相談員が窓口となります。

MSW、施設相談員は関係機関と調整します。

(5) 入院・入所中に必要な物品を準備する等の事実行為

①成年後見制度を利用している場合

まず、後見人等に相談してみましよう。

後見人等は、病衣やタオル、洗面用具等の入院・入所に必要な物品の準備などの事実行為を行う義務はありません。しかし、これらを行う有償サービスを手配するのは、後見人の業務に含まれますので活用を検討します。

ただし、身上保護・財産管理等、後見人の職務を行う一連の流れの中で事実行為も同時に行わざるを得ない場合は多々あります。事実行為の具体的な内容を後見人等に伝えましよう。

②成年後見制度を利用していない場合

本人の判断能力がなく、かつ本人ができない場合は、まず、入院中であればMSW、入所中であれば施設相談員に相談ましよう。

MSW、施設相談員は関係機関と調整まします。

◆MSW・施設相談員の方は、次のことを検討することで対応できる可能性があります。

- 1 民間の家事代行サービスを検討する。
- 2 リース契約を検討する。

(6) 医療行為の同意について

医師が医療行為の同意を求める理由は、手術等は身体に対する医的侵襲行為であることから、患者本人の承諾を得なければ傷害罪等の違法な行為となるという問題と、損害賠償等のリスク回避の観点が考えられます。

予防接種や手術などの医療を受けることに関する決定権（医療行為の同意）は、患者本人が有しており一身専属的な権利と考えられています。一方、一般的に、家族には医療行為に対して同意する権限があると理解されており、医療現場では家族からの同意が得られていますが、法律上の明確な根拠があるものではありません。

したがって、第三者の成年後見人等や福祉施設の職員、ケアマネージャーは、医療行為の同意はできません。

ただし、成年後見人は元気な時の本人の事前指示、日記、または本人の意思を推測できるこれまでの出来事を伝える等して、担当医が最善の治療を行いやすくする状況を提供することができる場合があります。

①本人に医療行為の同意能力がある場合

本人の同意に基づいて医療行為を行ってもらうよう医師にお願いします。

②本人に医療行為の同意能力がない場合

患者にとって最善の治療方針を、医療・ケアチームで慎重に判断してもらうこととなります。その際、判断に至るプロセスを記録しておきます。

〈参考〉「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」厚生労働省
〈「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」リーフレットから〉

◇あらかじめ、「ACPガイドブック」を活用することで、もしもの時に自分が受けたい治療やケアを医療・介護関係者などと共有できます。最善の治療方針を判断する際にも、参考となります。

コラム 人生の最終段階の医療やケアについて話し合ってみませんか ～ACP（人生会議）の取り組み～

命の危険が迫った状態になると、約70%の方が、医療やケアなどを自分で決めたり望みを人に伝えたりすることが、できなくなると言われています。

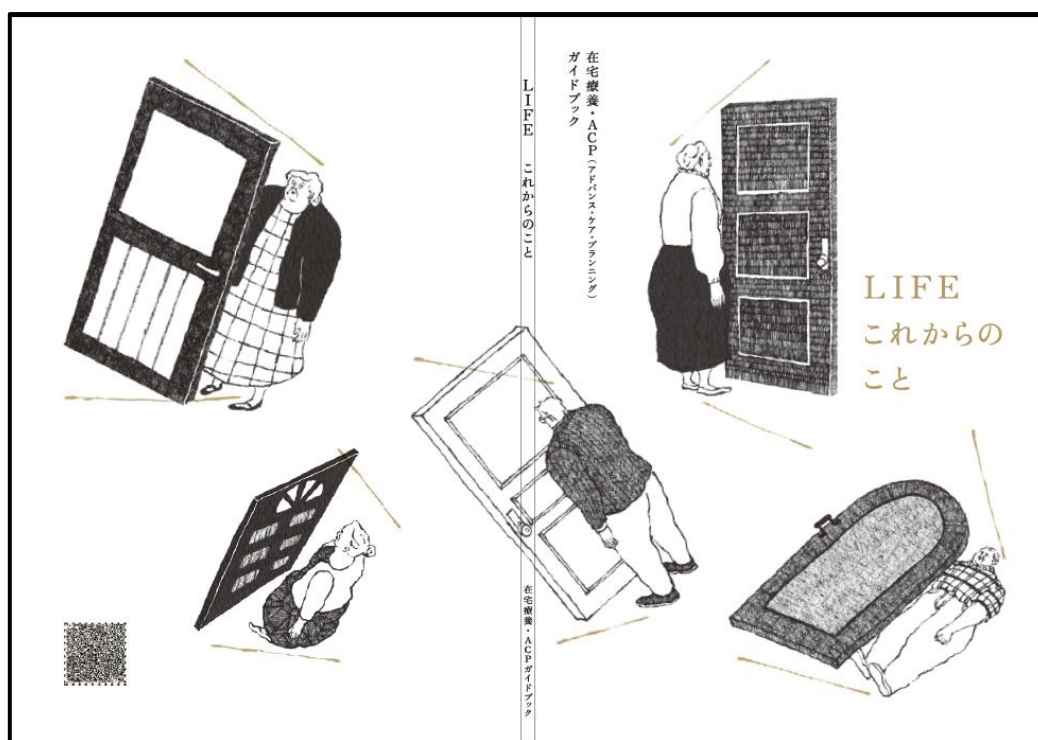
本人が「自分らしく生きて行く」ためには、希望する療養生活や人生の最終段階の過ごし方を信頼できる方と話し合っ、共有することが重要です。

もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取り組みを「ACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生会議）」と呼びます。

区では、ご本人が人生の最終段階をどのように過ごしたいのか、家族や医療・介護関係者との対話を促すコミュニケーションツールとしてのガイドブックを作成しています。

人生の最終段階について、自らの価値観を振り返りながら、楽しく・前向きに考えられるような内容となっています。ぜひ、手に取ってご覧ください。

※区ホームページでもご確認いただけます。



(7) 遺体・遺品の引き取り・葬儀等

①死亡届

福祉施設で亡くなられた場合は、施設長が死亡届の届出義務者になります。また、病院で亡くなられた場合は、病院長が死亡届の届出義務者になります。成年後見制度を利用している場合は、後見人等も死亡届の届出資格者になります。(戸籍法86条)

届出義務者	第一 同居の親族 第二 その他の同居者 第三 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人
届出資格者	同居の親族以外の親族 後見人、保佐人、補助人及び任意後見人（任意後見受任者）

②遺体・遺品の引き取り、葬儀

成年後見制度を利用している場合でも、後見人等は遺体・遺品の引き取りはできません。(※)

身寄りのない方が亡くなられた場合には、死亡地の市町村長の責任において火葬を行うこととなりますので、世田谷区役所生活福祉課に連絡をします。(生活保護受給者については住所地の総合支所保健福祉センター生活支援課に連絡をします。)

※成年後見人のみ、一定の要件を満たした場合に、一部の死後事務を行うことができます。(保佐人・補助人は基本的にできません。)

〈成年後見人が対応できる死後事務〉

- i 個々の相続財産の保存に必要な行為
- ii 弁済期が到来した債務の弁済（施設利用料、医療費、公共料金等の支払い）
- iii 遺体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為

〈死後事務を行うための要件〉

- i 成年後見人が死後事務を行う必要があること
- ii 成年被後見人の相続人が相続財産を管理することができる状態に至っていないこと
- iii 成年後見人が死後事務を行うことについて、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかな場合でないこと
- iv 家庭裁判所の許可（成年後見人が対応できる死後事務のiii）の場合）

■■身元がわからない・引き取り手のないご遺体の取扱について■■

- 1 区役所でお引取りを行うご遺体は次のとおりです。
葬祭を執行する者がいない又は判明しない（行旅死亡人取扱法・墓地埋葬法）
- 2 死亡地（発見地）を管轄する区市町村が葬祭を執行します。
※世田谷区にお住まいの方でも、区外で亡くなられた場合は、死亡地の区市町村にお問合せください。
- 3 区役所が対応できる事務は法律上次のとおり定められています。
 - (1) ご遺体のお引取り・火葬・埋葬
 - (2) 遺留金品のお預かりと火葬費用への充当
 - (3) 官報公告による告示・公告（行旅死亡人の場合）
 - (4) 遺族への区が負担した火葬費用の請求（約20万円）※区では、アパートの家財整理などを行うことはできません。
※ご遺体のお引き取りは、火葬場の空き状況によって、お時間がかかる場合があります。
- 4 連絡先は次の通りです
世田谷区 保健福祉政策部 生活福祉課 生活福祉
平日 8：30～17：00
電 話 03-5432-2933
FAX 03-5432-3020
※身元保証人等がない方の病院の入退院や、施設への入退所の際のお問合せには、お答えできません。
※亡くなられた方が生活保護受給中の場合は、住所地の総合支所保健福祉センター生活支援課にお問合せください。

コラム 「私の希望ファイル」

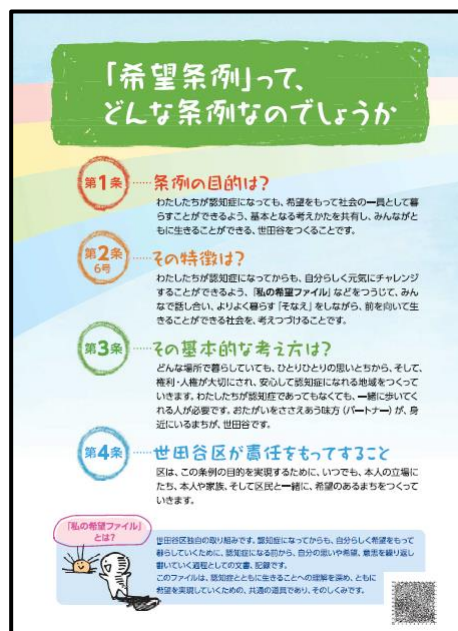
区は、認知症の人を含む全ての区民が自分らしく生きる希望を持ち、本人の意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けることのできる地域共生社会の実現をめざし、令和2年10月1日「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」を施行しました。

取り組みの一つとして、「私の希望ファイル」を推進していきます。

「私の希望ファイル」とは、区民が、認知症になってからも自分らしく暮らし続けるための備えとして、認知症になる前及びなった後においての生活に係る自らの思い、希望または意思を繰り返し書き記す過程及びその文書または記録をいいます。区民が「私の希望ファイル」に取り組むことで、認知症への理解が深まるとともに、本人の希望の実現を区民、地域団体、関係機関及び事業者が協力し、支援することで、暮らしやすい地域づくりにつなげていきます。

本人だけでなく、関係機関向けにも説明会や研修を開催し、「私の希望ファイル」の主旨や活用について医療機関や介護サービス事業者、支援機関等に広く伝わるように働きかけていきます。よりわかりやすく使いやすいものとなるよう、実際に利用した人からのフィードバックをもとに内容を更新していきます。

認知症になる前から、自分の意思等を書き留めるなどの認知症への備えをしましょう



※希望条例パンフレットより抜粋

7 事前対応策

成年後見制度を利用する以外にも、あらかじめ以下の対応策を講じることで、身元保証に関する課題を解決できる部分があります。対象者別にまとめましたので参考にしてください。

(1) 支援に関わる行政職員

① あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）活用の検討

※ あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）については、25ページ参照

(2) MSW等の医療関係者

① 口座振替サービスの検討

② ACPガイドブックを活用した希望する医療・介護の共有

(3) あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）

① 緊急時安心ツール、熱中症予防シート、お薬手帳を活用した連絡カードを活用した緊急連絡先の確認

② あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）活用の検討

③ ACPガイドブックを活用した希望する医療・介護の共有

(4) 介護や障害などの事業者職員

① お薬手帳を活用した連絡カード

② あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）活用の検討

③ 口座振替サービスの検討

④ ACPガイドブックを活用した希望する医療・介護の共有

8 おわりに

少子高齢化、家族関係や地域でのつながりの希薄化が進むなど昨今の社会情勢から、福祉サービスの利用等にあって「身元保証人等」の確保が困難な人々は、今後も増加していくことが十分に想定されます。

「5 身元保証等がない方への対応」において対応できる制度やサービスについて整理したところですが、成年後見制度の支援ニーズは多くあるなかで、制度やガイドラインがあつたとしても行政や病院における実際の対応とは異なるなど運用面に課題があり、既存の制度やサービスだけでは十分に対応できないことは少なからずあります。

ヒアリングや検討の中でも、緊急対応になる前の事前の準備が必要とのご意見を多くいただきました。区では、コラムなどにも記載しましたが、緊急入院やADLが低下する前に、人生の最終段階の過ごし方について考えるきっかけとして様々な施策を展開しております。

支援者の皆様には、緊急時に困ることのないよう、ぜひこうした施策を多くの方にお知らせしていただき、啓発をお願いしたいと思います。

また、このような中、身寄りがなく福祉的な支援が必要とされる方々を地域社会から排除することなく包摂していくためには、それぞれの地域において福祉関係者のみならず、行政・医療機関も含めた関係者間の情報共有や合意形成を図っていくことが求められています。地域ケア会議や各種協議会の場などにおいて、身寄りのない方でも安心して暮らせる地域づくりを当事者の声も大切にして進め、支援のネットワークをさらに強化することが重要です。

このガイドラインをきっかけに、今後も関係機関の皆様と引き続き検討を行っていきたいと考えております。

このガイドラインを、現場で「身元保証」への対応が必要となった場合の参考として、自組織の性格に応じて、マニュアルを整備するなど活用していただきますようお願いいたします。

資料編

1 成年後見制度

(1) 成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でなくなり、自分一人では、契約や財産の管理などをすることが難しい方が、自分らしく安心して暮らせるように、その方の権利を守り、法的に支援する制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

(2) 法定後見制度

すでに認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が十分ではないため、自分自身で法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所が適任と思われる援助者（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、本人を法的に支援する制度です。

(3) 任意後見制度

将来、自分が認知症等で契約や支払いができなくなったときに備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうのか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。公正証書で作成する必要があります。

(4) 申立ての流れ（法定後見制度）

①申立て準備

- i 申立てに必要な住民票、戸籍抄本、診断書などを揃える。
- ii 成年後見人等の候補者を決める。候補者がいない場合は家庭裁判所が適任者を選任する。

②申立て 家庭裁判所に申立てをする。

③審理 家庭裁判所が確認や調査をする。

④審判 成年後見人等を家庭裁判所が決める。

⑤登記 成年後見人等が法務局に登録され、業務開始。

※事案の内容、本人の判断能力等によって、審理期間は大きく変わりますが、スムーズに進む案件（調査や鑑定が不要）で、申立てから1～2か月で後見業務が開始となります。

(5) 成年後見制度「区長申立て」

①区長申立てとは

親族がいない、居ても遠方にいる、あるいは申し立てることを拒否する、等の場合、本人が居住する地域の首長（市区町村長）が制度利用を申し立てることができます。これを成年後見制度の首長申立てとといいます。

区では、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の方で、親族（二親等以内）からの支援が得られない方に対して、区が親族等に代わって後見等開始の申立て（区長申立て）を行います。

②根拠法令

i 老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号） 第32条

ii 知的障害者福祉法（昭和35年3月31日法律第37号） 第28条

iii 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第125号） 第51条の11の2

③区長申立ての事前調査・準備

親族が「存在しない」「判明しない」「関わりを拒否している」及び「虐待等により親族による申立てが適当ではない」場合は、親族に代わって区長が申立てをすべきか検討します。その際、手続きは各総合支所保健福祉センターの担当所管（生活支援課・保健福祉課・健康づくり課のうち、対象者の支援を中心に担っている課）で進めていきます。

戸籍調査による親族の確認や診断書の取得など区長申立ての準備には時間が必要です。

(6) 成年後見制度報酬助成

後見活動が開始され、後見人に専門職（法人後見含む）が選任された場合、報酬が必要になります。生活保護受給者や生活困窮者などの報酬を支払うことが困難である方に対し、区では報酬の助成を行っており、成年後見制度を適切に利用できるよう支援しています。

※要件や助成額の上限があります。詳しくは、生活福祉課へお問い合わせください。

2 あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）

※原則、在宅サービスであり、入院・入所する前に利用できるサービスです

（１） あんしん事業とは

判断能力が十分でない、または生活に不安のある高齢者や障害のある方が住み慣れた世田谷で安心して暮らせるよう、自宅を定期的に訪問し、福祉サービスに関する情報の提供や相談受付、預貯金の払い戻し等の支援、見守りを行う制度です。

（２） 事業内容

①福祉サービス利用援助

福祉サービスを安心してご利用できるように、契約手続き等のお手伝いをします。

- i 福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- ii 福祉サービスの利用における申込み、契約の援助
- iii 福祉サービスの利用料金の支払い援助
- iv 福祉サービスの苦情を解決するための手続きの援助

②日常的金銭管理サービス

日常の暮らしに欠かせない、金銭の支払いなどをお手伝いします。

- i 年金や福祉手当の受領に必要な手続き援助
- ii 社会保険料、公共料金、家賃などの支払い手続き援助
- iii 病院への医療費の支払い援助
- iv 日常生活に必要な預金の払い戻し、預け入れ、解約の手続き援助

③書類等預かりサービス

大切な書類、通帳、印鑑などをお預かりします。

- i 年金証書
- ii 預貯金の通帳
- iii 権利証
- iv 契約書類
- v 実印、銀行印

(3) 利用料金

福祉サービスの 利用援助	日常的金銭管理サービス	料金
○	—	1回1時間までは1,000円 (1時間を超えた場合は、 30分まで500円を加算)
○	通帳を本人が保管する場合	
○	通帳を預かる場合	1回1時間までは2,500円 (1時間を超えた場合は、 30分まで500円を加算)
書類等の預かりサービス(財産保全サービス)		1ヶ月1,000円

※詳細は世田谷区社会福祉協議会にご確認ください。

3 特別養護老人ホーム向けアンケート結果

- ガイドライン作成に向け、実態を調査するため、特別養護老人ホームにご協力いただき「身元保証に関するアンケート」を令和2年度に実施いたしました。
(26 施設中 15 施設回答 回答率 57.6%)

(1) これまで保証人の確保が難しい方の相談はありましたか。

- ① はい・・・12
- ② いいえ・・・3

(2) (1)ではいと答えた施設でこれまでにどのような対応をされましたか。

- ① 本人と契約のみで利用・・・2
- ② 成年後見制度の活用や身元保証団体等に依頼・・・9
- ③ 利用をお断りした・・・2
- ④ その他・・・3

- ・成年後見人制度の説明や遠方の親戚を探した
- ・上記①の場合、世田谷区保健福祉課・生活支援課等の関りからの相談等が主。その場合には緊急性も考慮し本人と契約のみで利用を開始しながら、平行して成年後見人や保佐人をつけるよう対応を図った上での利用としている。

(3) 今後保証人がいない方への対応についてどのようにお考えですか。

- ① 保証人の確保ができない方の施設利用は難しい・・・7
- ② 本人契約での利用をすすめたい・・・1
- ③ 身元保証団体等に依頼して保証人を確保してもらおう・・・9
- ④ その他・・・2

- ・成年後見制度の活用
- ・施設をご利用する前から保証人や緊急時等についての問題は抱えているはずであることから、利用前の在宅にいるうちから課題整理や解決を行っておくことが必要と思います。

(4) 身元保証人がいないことで困ることは何ですか。

- ① 利用料の支払い・・・9
- ② 入所・退所の契約ができない・・・10
- ③ 亡くなった場合の手続き・・・12

④ その他・・・9

- ・通院時の付き添い及び医療処置の判断
- ・体調の急変時などに医療同意を誰に確認すれば良いのかわからない
- ・入退院の手続きや入院中の必要品の補充、退所時の手続き
- ・治療に関する延命医療を含む方針の決定
- ・死亡退所後のお墓への納骨（霊園や葬儀社による無縁仏への納骨）

4 関係機関窓口一覧

- (1) 生活保護に関する相談について
担当区域の生活支援課へ

- (2) 介護保険の相談・受付、高齢者保健福祉サービスについて
担当区域の保健福祉課またはあんしんすこやかセンターへ

- (3) 身元のわからない・引き取り手のないご遺体の取扱について
生活福祉課へ

- (4) 成年後見制度・あんしん事業について
世田谷区社会福祉協議会へ

- (5) 高齢者等に関する相談について（退院支援について等）
担当区域のあんしんすこやかセンターへ

生活支援課、保健福祉課、生活福祉課、世田谷区社会福祉協議会 一覧

総合支所等 所在地	課・係等	電話番号	F A X 番号	担当区域
世田谷総合支所 世田谷 4-22-33	生活支援課 生活支援担当	5432-2846	5432-3034	池尻 1～3 丁目、 池尻 4 丁目（1～3 2 番）、三宿、 太子堂、三軒茶屋、若林、 世田谷、桜、弦巻、宮坂、桜丘、 経堂、下馬、野沢、上馬、 駒沢 1～2 丁目
	保健福祉課 地域支援担当	5432-2850	5432-3049	
北沢総合支所 北沢 2-8-18	生活支援課 生活支援担当	6804-7386	6804-7994	代田、梅丘、豪徳寺、代沢、 池尻 4 丁目（3 3～3 9 番）、 羽根木、大原、北沢、松原、 赤堤、桜上水
	保健福祉課 地域支援担当	6804-8701	6804-8813	
玉川総合支所 等々力 3-4-1	生活支援課 生活支援担当	3702-1734	3702-1520	東玉川、奥沢、玉川田園調布、 玉堤、等々力、尾山台、上野毛、 野毛、中町、上用賀、用賀、 玉川、瀬田、玉川台、 駒沢 3～5 丁目、駒沢公園、 新町、桜新町、深沢
	保健福祉課 地域支援担当	3702-1894	5707-2661	
砧総合支所 成城 6-2-1	生活支援課 生活支援担当	3482-1390	5490-1139	祖師谷、千歳台、成城、船橋、 喜多見、宇奈根、鎌田、岡本、 大蔵、砧、砧公園
	保健福祉課 地域支援担当	3482-8193	3482-1796	
烏山総合支所 南烏山 6-22-14	生活支援課 生活支援担当	3326-6112	3326-6169	上北沢、八幡山、上祖師谷、 粕谷、給田、南烏山、北烏山
	保健福祉課 地域支援担当	3326-6136	3326-6154	
世田谷区役所 第 2 庁舎 世田谷 4-21-27	生活福祉課	5432-2767	5432-3020	
世田谷区 社会福祉協議会 成城 6-3-10	権利擁護支援 課	6411-3950	6411-2247	

あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)一覧

地域	名称	所在地	電話番号	FAX番号	担当区域
世田谷	池尻 あんしんすこやかセンター	池尻3-27-21	5433-2512	3418-5261	池尻1~3、池尻4(1~32番)、三宿
	太子堂 あんしんすこやかセンター	太子堂2-17-1 2階	5486-9726	5486-9750	太子堂、三軒茶屋1
	若林 あんしんすこやかセンター	若林1-34-2	5431-3527	5431-3528	若林、三軒茶屋2
	上町 あんしんすこやかセンター	世田谷1-23-5 2階	5450-3481	5450-8005	世田谷、桜、弦巻
	経堂 あんしんすこやかセンター	宮坂1-44-29	5451-5580	5451-5582	宮坂、桜丘、経堂
	下馬 あんしんすこやかセンター	下馬4-13-4	3422-7218	3414-5225	下馬、野沢
	上馬 あんしんすこやかセンター	上馬4-10-17	5430-8059	5430-8085	上馬、駒沢1・2
北沢	梅丘 あんしんすこやかセンター	梅丘1-61-16	5426-1957	5426-1959	代田1~3、梅丘、豪徳寺
	代沢 あんしんすこやかセンター	代沢5-1-15	5432-0533	5433-9684	代沢、池尻4(33~39番)
	新代田 あんしんすこやかセンター	羽根木1-6-14	5355-3402	3323-3523	代田4~6、羽根木、大原
	北沢 あんしんすこやかセンター	北沢2-8-18 北沢タウンホール内 地下1階	5478-9101	5478-8072	北沢
	松原 あんしんすこやかセンター	松原5-43-28	3323-2511	5300-0212	松原
	松沢 あんしんすこやかセンター	赤堤5-31-5	3325-2352	5300-0031	赤堤、桜上水
玉川	奥沢 あんしんすこやかセンター	奥沢3-15-7	6421-9131	6421-9137	東玉川、奥沢1~3
	九品仏 あんしんすこやかセンター	奥沢7-35-4	6411-6047	6411-6048	玉川田園調布、奥沢4~8
	等々力 あんしんすこやかセンター	等々力3-4-1 玉川総合支所 2階	3705-6528	3703-5221	玉堤、等々力、尾山台
	上野毛 あんしんすこやかセンター	中町2-33-11	3703-8956	3703-5222	上野毛、野毛、中町
	用賀 あんしんすこやかセンター	用賀2-29-22 2階	3708-4457	3700-6511	上用賀、用賀、玉川台
	二子玉川 あんしんすこやかセンター	玉川4-4-5 2階	5797-5516	3700-0677	玉川、瀬田
	深沢 あんしんすこやかセンター	駒沢4-33-12	5779-6670	3418-5271	駒沢3~5、駒沢公園、新町、桜新町、深沢
砧	祖師谷 あんしんすこやかセンター	祖師谷4-1-23	3789-4589	3789-4591	祖師谷、千歳台1・2
	成城 あんしんすこやかセンター	成城6-3-10	3483-8600	3483-8731	成城
	船橋 あんしんすこやかセンター	船橋4-3-2	3482-3276	5490-3288	船橋、千歳台3~6
	喜多見 あんしんすこやかセンター	喜多見5-11-10	3415-2313	3415-2314	喜多見、宇奈根、鎌田
	砧 あんしんすこやかセンター	砧5-8-18	3416-3217	3416-3250	岡本、大蔵、砧、砧公園
烏山	上北沢 あんしんすこやかセンター	上北沢4-32-9	3306-1511	3329-1005	上北沢、八幡山
	上祖師谷 あんしんすこやかセンター	上祖師谷2-7-6	5315-5577	3305-6333	上祖師谷、粕谷
	烏山 あんしんすこやかセンター	南烏山6-2-19 烏山区民センター 2階	3307-1198	3300-6885	給田、南烏山、北烏山

あんしんすこやかセンターの窓口開設時間 午前8時30分~午後5時(日曜・祝日・12月29日~1月3日を除く)

あんしんすこやかセンターは、まちづくりセンターと同じ建物にあります。

5 各種様式

(1) お薬手帳を活用した連絡カード（表・裏） 詳細は8ページ参照

※ご本人欄は未記入でもかまいません。

ふりがな				
ご本人氏名			生年月日	
要介護認定	無・有	要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5	障害者手帳	無・有
これまでに かかった 主な病気				
服薬中の お薬				

■その他(家族、友人、福祉関係等)

お名前		ご関係
電話番号		
備考		

お名前		ご関係
電話番号		
備考		

お名前		ご関係
電話番号		
備考		

あなたを支える 医療・介護のケアチーム

かかっている医療機関や利用している介護サービス等の情報をまとめておくことで、あなたに必要なケアをどこが提供しているかすぐに分かり、適切な医療や介護につながりやすくなります。日ごろ利用している医療・介護の情報や、あなたが信頼している方の連絡先を記入しておくとう便利です。

ご本人同意欄 (にチェック を入れてください。)

このカードの利用方法について説明を受けました。必要な場合は、ここに記載されている情報を、医療・介護等関係者間で共有することに同意します。

■薬局

名称		
電話番号	担当者名	
備考		

■あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)

名称	あんしんすこやかセンター	
電話番号	担当者名	
備考		

■ケアマネジャー

名称		
電話番号	担当者名	
備考		

【 記入する情報 】

- 薬局 ●あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)
- ケアマネジャー ●介護事業所(利用している介護サービスの情報)
- 医療機関(かかりつけ医 かかりつけ歯科医 病院等の情報)
- その他(利用している福祉サービス、家族、友人、日常の活動場所等の情報)

■医療機関・介護事業所等

名称	診療科目・サービス内容等	
電話番号	担当者名	
備考		

名称	診療科目・サービス内容等	
電話番号	担当者名	
備考		

名称	診療科目・サービス内容等	
電話番号	担当者名	
備考		

名称	診療科目・サービス内容等	
電話番号	担当者名	
備考		

名称	診療科目・サービス内容等	
電話番号	担当者名	
備考		

(2) 熱中症予防シート (裏) 詳細は6ページ参照

記入年	令和	年
緊急連絡先	氏名:	
	関係:	
	TEL:	
かかりつけ 病院	病院名:	
	担当医:	
	TEL:	
メモ: もしもの時に気になることをご記入ください。(ペットのこと、お薬のことなど)		

————— <緊急連絡先の記載方法と使い方> —————

- もしもの時の連絡先を記入します。
もしもの時の事をご親族やご友人と相談しておくことが大切です。
- かかりつけ病院を記載します。
運ばれた病院が、持病や服用しているお薬について知ることで、治療に役立ちます。
- 連絡先や病院が変わったときは、修正しましょう。

<下記に該当する「緊急時安心ツール」があれば、チェックしてください>

- 「安心(あんしん)カード」が冷蔵庫の中にあります。
- 「いのち(命)のボタン」が冷蔵庫の中にあります。
- 「支援カードが」~~~~~にあります。
- かえるカードが財布に入っています。
- 見守りあんしんシートが冷蔵庫扉に貼ってあります。
- 緊急あんしんカードが冷蔵庫扉に貼ってあります。

(3) 緊急時安心ツール (【例】命のバトン 表) 詳細は6・7ページ参照

命のバトン	記入日	第1回 更新日	第2回 更新日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
氏名	性別 男 ・ 女		
住所	世田谷区	丁目	番 号
	マンション名		号室
電話番号	03 ()		
血液型	A ・ B ・ O ・ AB 型 ・ 不明		
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 (西暦 年)		
	月	日生	歳
世帯の状況	ひとり暮らし・高齢者のみ世帯・ひとり親世帯・その他		
身体状況			
【現病歴 (身体疾患含む)】			
・脳梗塞 ・脳出血 ・糖尿病 ・高血圧			
・心臓病 (ペースメーカー ・その他)			
かかりつけ医 (現在治療を受けている医療機関)			
①医療機関名	診療科		
診察券番号			
電話番号			
②医療機関名	診療科		
診察券番号			
電話番号			
【既往歴 (身体疾患含む)】			
・脳梗塞 ・脳出血 ・糖尿病 ・高血圧			
・心臓病 (ペースメーカー ・その他)			

(4) 緊急時安心ツール (【例】命のバトン 裏) 詳細は6・7ページ参照

緊急連絡先 ※すぐに駆けつけられる方から順にご記入ください。	
①氏名 _____	続柄 _____
住所 _____	
連絡先 _____	
②氏名 _____	続柄 _____
住所 _____	
連絡先 _____	
その他連絡先	
【介護状況】	要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5 介護保険利用なし
【ケアマネージャー等連絡先】 名称 _____	
住所 _____	
連絡先 _____	
【障害等級など】 身体 ・ 知的 ・ 精神 _____ 級	
【ケアマネージャー等連絡先】 名称 _____	
住所 _____	
連絡先 _____	
【普段の生活状況 (例：車椅子を利用、杖を使用など)】	

※内容に変更があった際には、各自で情報の更新をお願いいたします。	

※記載されている個人情報は、緊急時及び救急時に活用してください。 ※記入内容の漏えい及び紛失等により損害が生じた場合においても、 地区社会福祉協議会では責任を負いかねますので、予めご了承ください。	
署名 _____	